

# 誓 約 書

私

は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに

私 共

も該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

熊 本 県 知 事 殿

氏名又は名称

## ( 申 請 者 の 方 へ ) 重 要 な 注 意 事 項

誓約書に記名、押印される前に、下記1～4について該当の有無をご確認ください。該当しない事項について□内に×を記入してください。

1 免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられた日から起算して2年を経過しない者（地方税法施行令第43条の15第15項第1号）である。

|   |  |
|---|--|
| 1 |  |
|---|--|

2 国税又は地方税の滞納処分の日から起算して2年以内を経過しない者（地方税法施行令第43条の15第15項第2号）である。

|   |  |
|---|--|
| 2 |  |
|---|--|

3 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法若しくは地方税法の規定により通告処分を受け、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者（地方税法施行令第43条の15第15項第3号）である。

|   |  |
|---|--|
| 3 |  |
|---|--|

4 申請者が法人であって、その役員のうち上記1、2、3のいずれかに該当する者がある（地方税法施行令第43条の15第15項第4号）。

|   |  |
|---|--|
| 4 |  |
|---|--|

上記1～4のうちいずれか1つでも該当する方が、誓約書を提出し免税軽油使用者証の交付を受けた場合は、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられることがあるほか、**刑罰（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は懲役及び罰金を併科）に処せられることもあります。**

また、返納を命ぜられた場合、命ぜられた日から起算して2年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができません。

上記1～4のいずれにも該当しない方は、本紙誓約書に記名のうえ、免税軽油使用者証申請書に添付して提出してください。

